

# ○消費者契約法施行規則

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二七・一・二一内六三) 本則(平成二八・一〇・一施行)

(消費生活に関する事項について専門的知識経験を有する者に係る要件)

第四案 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

新①(改正により追加)

二 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣府令が認めたもの(改正後の三)

## 第七案(認定の申請書の記載事項)

一 電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

二 (略)

## 業務及び経理に関する帳簿書類

第二案① 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げる帳簿書類とする。

一 一七 (略)

八 会費、寄附金その他これらに類するもの(以下本号及び第二十五条第二号において「会費等」という。)について、その

納入、寄附その他これらに類するもの(以下本号及び第二十五条第一号イ(3)及び(4)において「納入等」という。)をした者の

の氏名、住所及び職業(納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類)並びに当該会費等の

金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するもの規定(第二十五条第一号イ

九 (略)

新②(改正により追加)

② 適格消費者団体は、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。(改正後の③)

## 第二四案(役員等名簿の記載事項)

一 (略)

二 当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容

## 第三五案(経理に関する事項)

一 借入金、その他の取入について、その総額及び会費等、事業取入

イ(一八) (略)

二 すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した

場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項

(改正後の①)

②(改正により追加)

第二九案 法二十九条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一・二 (略)